

令和7年9月藤枝市議会
定例月議会議案

令和7年9月1日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
認 第 1 号	令和 6 年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 (別冊)
認 第 2 号	令和 6 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 (別冊)
認 第 3 号	令和 6 年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	3 (別冊)
認 第 4 号	令和 6 年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 (別冊)
認 第 5 号	令和 6 年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5 (別冊)
認 第 6 号	令和 6 年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 (別冊)
認 第 7 号	令和 6 年度藤枝市病院事業会計決算の認定について	7 (別冊)
認 第 8 号	令和 6 年度藤枝市水道事業会計決算の認定について	8 (別冊)
認 第 9 号	令和 6 年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について	9 (別冊)
第 5 7 号議案	令和 7 年度藤枝市一般会計補正予算（第 3 号）	別冊
第 5 8 号議案	令和 7 年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 5 9 号議案	令和 7 年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 6 0 号議案	令和 7 年度藤枝市病院事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
第 6 1 号議案	藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	10
第 6 2 号議案	ふじえだ陶芸村拠点施設の指定管理者の指定について	18
第 6 3 号議案	市有財産の取得について（教育用タブレット端末）	19
第 6 4 号議案	市道路線の認定について	20
第 6 5 号議案	公平委員会委員の選任について	21
第 6 6 号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	22
第 6 7 号議案	教育委員会委員の任命について	23

認第1号

令和6年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度藤枝市一般会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認第2号

令和6年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認第3号

令和6年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度
藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議
会の認定に付する。

認第4号

令和6年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度
藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて
議会の認定に付する。

認第5号

令和6年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認第6号

令和6年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度
藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

認第7号

令和6年度藤枝市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度藤枝市病院事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認第8号

令和6年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

認第9号

令和6年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度藤枝市下水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

第61号議案

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
市長	藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱（平成16年藤枝市告示第100号）に関する事務であって規則で定めるもの
	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
	藤枝市ひとり親家庭等医療費助成要綱（昭和55年藤枝市告示第13号）に関する事務であって規則で定めるもの
	藤枝市こども医療費助成要綱（昭和59年藤枝市告示第24号）に関する事務であって規則で定めるもの
	藤枝市不育症治療費助成金交付要綱（平成29年藤枝市告示第86-2号）に関する事務であって規則で定めるもの
	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの
住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
		地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の受給資格に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であつて規則で定めるもの	
	高齢者の医療の確保に関する事務	生活保護関係情報であつて規則で定め

る法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	るもの 住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票の記載事項に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による資格及び給付に関する情報（以下「国民健康保険関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療保険情報であって規則で定めるもの
	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	藤枝市こども医療費助成要綱による資格及び給付に関する情報（以下「こども医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	藤枝市ひとり親家庭等医療費助成要綱による資格及び給付に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

<p>子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
<p>藤枝市ひとり親家庭等医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>藤枝市重度障害者（児）医療費助成要綱による資格及び給付に関する情報（以下「重度障害者（児）医療費助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
	<p>こども医療費助成関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>住登外者宛名情報であって規則で定めるもの</p>
<p>藤枝市こども医療費助成要綱に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>住民票関係情報であって規則で定めるもの</p>
	<p>児童手当法（昭和46年法律第73号）に</p>

	による資格及び給付に関する情報であつて規則で定めるもの
	国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの
	生活保護法による保護の実施に関する情報であつて規則で定めるもの
	重度障害者（児）医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
	ひとり親家庭等医療費助成関係情報であつて規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
藤枝市不育症治療費助成金交付要綱に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報であつて規則で定めるもの 住民票関係情報であつて規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であつて規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて規則で定めるもの
介護保険法（平成9年法律	住登外者宛名情報であつて規則で定め

	第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	もの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3(第5条関係)

執行機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの

	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの		学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
	経済的な理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助に関する事務であって規則で定めるもの		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
			住民票関係情報であって規則で定めるもの
			住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

学校保健安全法による 医療に要する費用につ いての援助に関する事 務であって規則で定め るもの	生活保護関係情報であつ て規則で定めるもの
	地方税関係情報であつて 規則で定めるもの
	住民票関係情報であつて 規則で定めるもの
	住登外者宛名情報であつ て規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

第62号議案

ふじえだ陶芸村拠点施設の指定管理者の指定について

ふじえだ陶芸村拠点施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 ふじえだ陶芸村拠点施設

指定管理者 藤枝市本郷5172番地

株式会社せとや邑

代表取締役 小田 稔彦

指定の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

第 6 3 号 議案

市有財産の取得について（教育用タブレット端末）

次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条
第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

記

1	名称及び数量	教育用タブレット端末 12, 218台
2	契約の方法	随意契約（公募型プロポーザル方式）
3	取 得 金 額	713, 563, 510円
4	取得の相手方	東京都港区海岸一丁目7番1号 ソフトバンク株式会社 代表取締役 宮川 潤一

第64号議案

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
4159	焼津岡部側道線	藤枝市岡部町内谷1597番2地先 藤枝市岡部町内谷1709番2地先

第 6 5 号議案

公平委員会委員の選任について

次の者を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 藤 村 啓 太



固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏 名 杉 本 直 人

[REDACTED]

第 6 7 号議案

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所

[REDACTED]

氏名（通称） 永 田 奈 央 美

戸籍名 井 ノ 川 奈 央 美

[REDACTED]

令和 7 年 9 月 藤枝市議会定例月議会 議案提案理由書（第 61 号議案～第 67 号議案）

第 61 号議案

地方公共団体情報システムの標準化に伴い、住登外者の情報の管理に関する事務について、個人番号の利用及び府内連携等を行うため、改正を行うものであります。

第 62 号議案

地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、令和 8 年 4 月 1 日からふじえだ陶芸村拠点施設の管理を行わせる指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

第 63 号議案

本件は、教育用タブレット端末 12, 218 台を取得するものであります。

令和 7 年 7 月 1 日に公募型プロポーザル方式による審査を行った結果、ソフトバンク株式会社を優先交渉権者とし、見積額 648, 694, 100 円で決定しましたので、これに消費税 64, 869, 410 円を加算した金額で売買契約を締結するものであります。

教育用タブレット端末は、令和 8 年 3 月 31 日までに順次納入を予定しております。

第 64 号議案

市道焼津岡部側道線の整備に伴い、新たに路線を認定するものであります。

第 65 号議案

本市公平委員会委員である 後藤 裕和 氏が、令和 7 年 9 月 30 日をもって任期満了となることから、新たに 藤村 啓太 氏を適任と認め選任したく、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第 66 号議案

本市固定資産評価審査委員会委員である 杉本 直人 氏が、令和 7 年 9 月 30 日

をもって任期満了となります、引き続き適任と認め選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第67号議案

本市教育委員会委員である 永田奈央美(井ノ川奈央美) 氏が、令和7年9月30日をもって任期満了となります、引き続き適任と認め任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。